國學院大學学術情報リポジトリ

『古事記』天皇御代替わりの記載形式: 特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 谷口, 雅博, Taniguchi, Masahiro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0000518

研究の立場から考えてみたい。

ついて確認し、その相違の意図するところを、文学研究・作品

『古事記』天皇御代替わりの記載形式

はじめに

の記載形式について検討し、特に中巻と下巻とで異なる実態に 形式に相違がある。本稿では主として『古事記』 古事記』と『日本書紀』とでは天皇御代替わりの際の記載 の御代替わり

、『古事記』と『日本書紀』との構成の相違

巻一・二は神代巻であり、それ以降の歴代天皇巻は以下のよう ついて確認しておきたい。『日本書紀』 まずおおまかに『古事記』と『日本書紀』との構成の相違に の場合、全三十巻の内、

な構成になっている。 神武天皇/卷四

卷三

綏靖天皇~開化天皇

崇神天皇/卷六 垂仁天皇

景行天皇・成務天皇/巻八 仲哀天皇

卷五

卷十三

卷十二 卷九 神功皇后/巻十 履中天皇・反正天皇 応神天皇/ 卷十一 仁徳天皇

卷十五 清寧天皇・顕宗天皇・仁賢天皇

允恭天皇・安康天皇/巻十四

雄略天皇

卷十六 武烈天皇 /巻十七 継体天皇

卷十八

安閑天皇・宣化天皇/巻十九

欽明天皇

卷二十 敏達天皇/巻二十一 用明天皇·崇峻天皇 推古天皇/卷二十三 舒明天皇

卷二十六 卷二十四 斉明天皇/卷二十七 皇極天皇/卷二十五 天智天皇 孝徳天皇

卷二十八 天武天皇上/卷二十九 天武天皇下

卷三十 持統天皇

皇太后と曰す。是年、太歳癸丑にあり。 耳天皇を倭の桃花鳥田丘上陵に葬りまつる。

(安寧即位前紀

皇后を尊びて

以下の通りである。 れてい 述内容に対して「○○紀」という呼称を使うのが通例となって 数代で構成されることもある。しかしそれぞれの各天皇代の記 いる。各天皇紀のはじまりは、天皇の続柄・性状・立太子記事・ 天皇崩御等が記され、その内容は即位前紀として位置付けら 多くの場合は天皇一代につき一巻が充てられるが、 る。 例えば第二 代綏靖天皇、 第三代安寧天皇の場合は、 中には複

> 磯城津彦玉手看天皇は、神渟名川耳天皇の太子なり。 神渟名川耳天皇は、神日本磐余彦天皇の第三子なり。 皇位す。 ます。其の年の七月の癸亥の朔にして乙丑に、太子、 川耳天皇の二十五年を以ちて、立ちて皇太子と為りたまふ 五十鈴依媛命と曰し、事代主神の少女なり。天皇、 神日本磐余彦天皇崩ります。 姿岐嶷、少くして雄抜之気有します。壮に及りて容貌魁偉、 年二十一なり。三十三年の夏五月に、神渟名川耳天皇崩り 武芸人に過ぎて、志尚沈毅にまします。四十八歳に至り、 媛蹈鞴五十鈴媛命と曰し、事代主神の大女なり。 元年の冬十月の丙戌の朔にして丙申に、 綏靖即位前紀 神渟名川 天皇、 母は 即天 母は 風

争 即位前であっても、「天皇」という呼称で説明がなされる。 事内容として位置付けられるので、即位前紀においては、 からが各天皇紀元年ということになる。 かれることになる。 い等の出来事がある場合は、 綏靖即位の場合のように、 即位前紀に続いて即位記事が記され、 前天皇崩御後に皇位継承をめぐる 即位前紀においてその内容が描 あくまで各天皇紀の記 天皇 そこ

時に年八十四なり。

く天皇崩御記事となっている。は各天皇紀の末尾の記述はどうなっているかと言えば、例外な

宮に崩ります。時に、年一百二十七歳にまします。明年の字に崩ります。時に、年一百二十七歳にまします。明年の・七十有六年の春三月の甲午の朔にして甲辰に、天皇、橿原

三十三年の夏五月に、天皇不予したまふ。癸酉に、崩りまる。 (神武紀末) 秋九月の乙卯の朔にして丙寅に、畝傍山東北陵に葬りまつ

(綏靖紀末)

なお、右の綏靖紀末には御陵記事が記されていないが、このよれが巻の変わり目ともなっており、その変わり目は明確である。の天皇紀へと移行することになる。前述の通り多くの場合はそ

各天皇紀はその御世の天皇崩御によって終わり、

その後は次

である。

うな場合には、

先掲の安寧即位前紀のように、

次期天皇の即位

記事に続く形で記されることになる。

に区分される。その区分について『古事記』序文は以下のよう一方『古事記』の場合、その全体の構成は上・中・下の三巻

以下、 大抵、 合命より以前をば、 世に訖る。 品陀の御世より以前をば、 記せる所は、 故、 天御中主神より以下、 上つ巻と為、 天地の開闢けしより始めて小治田 中つ巻と為、 神倭伊波礼毘古天皇より 日子波限建鵜草葺 0) 示 御

小治田大宮より以前をば、

下つ巻と為。

なっている。例えば第二代綏靖天皇記のはじまりは以下の通りじまりについては、初代神武天皇を除けば、ほぼ一定の書式にを「○○記」として表すのが通例となっている。各天皇代のは上巻は神話、中・下巻が天皇記となり、各天皇代の記事内容

神沼河耳命、葛城の高岡宮に坐して、天の下を治めき。

(綏靖記

の場合は同一の系譜内において複数の人物に対して「治天下也」下」と記されることはないが、兄弟間での継承が行われる下巻いる。父子継承を基本とする中巻の場合、複数の御子に「治天に即位する御子については予め「○○者治天下也」と明記してまた、各天皇記の后妃と皇子女条において、多くの場合、後また、各天皇記の后妃と皇子女条において、多くの場合、後

る場合が見られる。 御後すぐに記され、 ている。しかし下巻の場合になると、宝算と御陵記事が天皇崩 と記される場合がしばしばある。そして各天皇記の末について 中巻の場合は一貫して天皇の宝算と、御陵の記事で終わ 今回は特にこの相違について検討するもの 次の天皇即位との間に諸々の物語が記され

であるが、この点については、例えば武田祐吉は

て行きたい。

妥当とする。 する解釈からは、 ものであって新帝の御記が、 部分は、 この下巻における先帝崩後、 先帝の御記と新帝の御記との連絡文ともいふべき これを先帝の御記に属するものと見るを 御名、 新帝の即位に至る間 皇居の記事に始まると 0 事情の

と説くのに対し、 藤原照等は

ぎに置かれていて、天皇記ごとのまとまりは崩れている。 ごとにまとまりがつけられているのに対して、下巻では、 崩御のことはその天皇記と次の天皇記との間に両者のつな 巻は崩後のこともその天皇記内にこめられていて、

ŋ

は、 事の記載位置が異なることの説明にはならない。以下に検討し と指摘する。 いう共通の内容を持っているとするが、それでは宝算・御陵記 た構造のもの」であると説き、先帝崩後、 「次の天皇が決定することによって」先帝の記が終わると 吉井巌は、「中・下巻は共通形式を持つ統 新帝即位までの記事 一され

中巻における天皇御代替わりの記載形式

そこでまずは中巻における各天皇記末の記述を確認しておき

たい。

天皇の御年は、 凡そ、此の神倭伊波礼毘古天皇の御年は、壱佰参拾漆歳ぞ。 御陵は、 畝火山の北の方の白檮尾の上に在り。 肆拾伍歳ぞ。御陵は、 衝田岡に在り。 (神武記末

天皇の御年は、 肆拾玖歳ぞ。 御陵は、 畝火山のみほとに在 (綏靖記末

天皇の御年は、 上に在り。 肆拾伍歳ぞ。 御陵は、 畝火山の真名子谷の

安寧記末

一懿徳記末

此の天皇の

御年は、

伍拾漆歳ぞ。

御陵は、

剣池の中岡の上

ŋ

ましき〉。 天皇の御年は、 辺道の上に在り。

御陵は、

沙紀の多他那美に在り。

玖拾伍歳ぞ

〈乙卯年の三月の

+

五日に崩り

景行記末

較においてもうひとつ確認しておくならば、

ところで、

各天皇記末の記述につい

て、

¹日本書紀

との比

『古事記』の場合、

成務記末

るとは限らないという点である。

『日本書紀』とは異なって、

崩御が即ち天皇代の替わり目とな

例えば神武記の場合、

天皇の御年は、 玖拾参歳ぞ。御陵は、 掖上の博多山の上に 孝昭記末

天皇の御年は、 壱佰弐拾参歳ぞ。 御陵は、 玉手岡の上に在

天皇 の御年は、 壱佰陸歳ぞ。 御陵は、 片岡の馬坂の上に在

天皇の御年は、 に在り。 陸拾参歳ぞ。 御陵は、 伊耶河 の坂の上に在 (孝元記末)

開化記末

此の天皇の御年は、 天皇の御年は、 御陵は、 壱佰陸拾捌歳ぞ〈戊寅年の十二月に崩りま 山辺道の勾之岡の上に在り。 壱佰伍拾参歳ぞ。 御陵は、 菅原の御立 (崇神記末)

此の大帯日子天皇の御年は、 に葬りき。 を定め、 野の中に在り。 土師部を定めき。此の后は、 又 其の大后比婆須比売命の時に、 壱佰参拾漆歳ぞ。 狭木の寺間の陵 御陵は、 垂仁記末 石祝作

> 陵に葬りき〉。 月の十一日に崩りましき〉。 〈皇后は、 帯中津日子天皇の御年は、 御年一百歳にして崩りましき。 御陵は、 伍拾弐歳ぞ 河内の恵賀の長江 〈壬戌年の六 狭城の楯列 仲哀記末

月の九日に崩りましき〉。 此の品陀天皇の御年は、 御陵は、 壱 佰参拾歳ぞ 川内の恵賀の裳伏岡に 〈甲午年の九

(応神記末

こに記された崩御年月日がことごとく『日本書紀』と異なって らかではなく、 取らない『古事記』において崩御年月日を記すことの意義が明 神の各天皇については、 で論じることは出来ない。 いるという点もふくめて問題となるところだが、今回はそこま 中巻において一致している。このうち、 右のように各天皇記末が天皇の宝算と御陵記事で終わるのは 後世の附加である可能性が指摘されている。こ 崩御年月日が記されている。 崇神・ 成務・ 編年体 仲哀

— 48 — 神沼名河耳命(綏靖天皇) 後に神武天皇の宝算・御陵記事が記されて神武記が終わる。 神武天皇の崩御後のこととして当芸志美々命の反乱の物語と、 天皇の崩りましし後に、 ………」(神武記)という書き出しで、 の即位に至る次第が記される。

その

11

同

という特殊な状況が描かれる。 様のことは仲哀記・応神記についても当てはまる。 託宣を信じなかった天皇が神の怒りに触れて命を落とす 仲哀記の場

稍く其の御琴を取り依せて、まなまなに控きて坐しき。故、 が天皇、猶其の大御琴をあそばせ」とまをしき。爾くして、 りたまひき。是に、 天の下は、 爾くして、 汝が知るべき国に非ず。汝は一道に向へ」との 其の神、大きに忿りて詔ひしく、「凡そ、 建内宿禰大臣が白ししく、「恐し。我 茲の

第120巻第11号(2019年)

國學院雜誌

未だ幾久もあらずして、御琴の音聞えず。

即ち火を挙げて

既に崩りまし訖りぬ

において、「坐腹平国也」と記される、 らさむ国ぞ」と教え覚されるが、この御子は仲哀記冒頭の系譜 後に殯宮が営まれて国の大祓が行われ、 「凡そ、 此の国は、 汝命の 後の応神天皇を指して 御腹に坐す 改めて神の託 御子 の知 宣

> られていることになる される、その内容が、『古事記』ではすべて仲哀記に位置付 て神功皇后紀(巻九)となり、更に応神即位前紀 構成されている。『日本書紀』では、 までが仲哀記であると判断される、若しくは判断されるように で、最後に仲哀天皇の宝算と御陵記事が記載されており、 ところである。 はその御子を宿す神功皇后の「記」と言ってもおかしくはない 后の腹中に坐し、 →忍熊王の反乱→気比大神→酒楽の歌と展開しており、 る。 天皇崩御の後には、 しかし、これらの記事がすべて終わったところ 後に出生する御子の「記」とするか、 神功皇后 の新羅親 仲哀崩御後は巻が変わ 征 →鎮懐石と釣 (巻十) に記 若しく 神功皇

事が並んだ後に、「故、 紀郎子の崩御→「又、昔」の書き出しによる天之日矛の渡来譚 記の場合と似通った形で、その後の大山守命の反乱→宇遅能 天皇の崩りましし後に」という、

売と太子大雀命との婚姻→国主の歌・百済の朝賀、といった記

掌→応神天皇の国見と成婚

(字遅能和紀郎子の誕生)→髪長比

いて、

三皇子の

分

応神記の場合は、后妃と皇子女の記事に続

と皇子女の記事の続きとして記されるべき系譜が、 皇の子孫の記事があり、 →それに続く秋山の神と春山の神の兄弟妻争い 宝算・御陵記事で終わる。 →最後に応神 末尾に記さ 本来は后

なっている。

『古事記』

天皇以後とする、

という序文の認識に従えば、

応神崩

御以 後の

皇の子孫系譜があることによっても、ここまですべて含めるか れている点は異質であるが、 天皇記が終わることを示していることと併せて、ここに応神天 たちで応神記が構成されていることがわかる。そもそもの誕生 宝算・御陵記事があることでこの

関連の話が記され、 れるように、 れるにもかかわらず、 治世自体は、 が仲哀記の新羅征討に関わる神託から始まっていた応神天皇の 守命の反乱・宇遅能和紀郎子の崩御の話に加えて、天之日矛 応神治世はその崩御によって終わっていると思わ 百済の朝賀をもって「しめくくり」となるといわ それもすべて応神記として記されることに 内容としては仁徳即位前記とも言える大

上・中・下の三巻構成であるところからすれば、 えるが、中巻の内容が応神天皇の御世以前であり、 合、内実としての天皇記の推移については不明瞭であるとも言 れ、宝算と御陵を記すことでその天皇記の終わりを示している。 記は終わらず、 以上のように、 次期天皇即位の直前までのすべての記事が含ま 中巻の場合、 天皇崩御でその天皇 中・下巻の場 下巻が仁徳

方の上巻から中巻への移行についても、 神武即位からを中 物語もすべて応神記であるということは動かない。

話から歴代天皇巻へという特殊性と、 巻とすることもありえたと思われるがそうなってはい 初代天皇即位の物語 ない。 にであ 神

る。 ることによるものと思われる。 巻神話の末尾には、 中巻以降と共通する記述内容が見られ

御陵は、 即ち高千穂の山の西に在り。 神代記

故、

日子穂々手見命は、

高千穂の宮に坐すこと、

伍佰捌拾

の世はここで終わりであることを示していることになる。 巻の書式に併せて見れば、 右の記述は穂々手見命 (火遠 理

命

中

穂々手見命のこの記事は神武記以降の各御世末の記事の先蹤を

なすものであると言える。 この後、 上巻は次の記事で終わる。

浪の穂を踏みて常世国に渡り坐し、 亦の名は、 次に、御毛沼命。次に、 命を娶りて、 是の天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、 神倭伊波礼毘古命 生みし御子の名は、 若御毛沼命、 〈四柱〉。 五瀬命。 稲氷命は、 亦の名は豊御毛沼 故、 次に、 其の姨玉依毘売 御毛沼命は、 妣の国と為 稲氷命。

て、 海原に入り坐しき。

ここに記されているのは、 葺草葺不合命の崩御・陵墓記事を載せない理由は定かではない。 「系譜記事が鵜葺草葺不合命の世の記事ということになる。 形式としては、 穂々手見命の御陵記事でその世が終わり、 次の代に残るのが五瀬命と神倭伊波 鵜 右

礼毘古命の二柱であるということである

続く中巻の冒頭は「神倭伊波礼毘古命と其

のいろ兄五

瀬 命と

たないのは何故かということだ。

のか、 発した言葉は「詔」によって記され、 も含めて、なぜこれが上巻末ではなく、中巻に入れられている していると言い切ることは出来ない。この後に続く東征の内容 では神倭伊波礼毘古命が初代天皇として即位することを前提と が用いられる。そして「陵は、 を射られて崩ずるまで続いている。五 波礼毘古命の物語となるとも言える。 少なくともここまでの話 ここまでの内容は五瀬命の「記」であり、ここから先が神倭伊 ように陵墓記事が記される。見ようによっては、 の二柱」が行為者となっており、それは五瀬命が登美毘古に矢 中巻から下巻にかけての展開をあわせて考えた際にそれ 即ち紀国の竈山に在り」という 落命の際には 瀬命が矢を射られた際に 中巻冒頭から 「崩」の字

は決して自明なことではあるまい。

明確なことは言えない

國學院雜誌

第120巻第11号(2019年)

のは何故か。つまり、『日本書紀』 か。神武記と同じように綏靖即位に至る過程を綏靖記としない 後もそのままその天皇記が続くように構成されているのは何故 後と併せて伝える意図があったものと思われる。 として即位するまでの階梯を、その天皇自体の物語として即 やはり初代というところにその要因があるのではない と同じように即位前記をも が、天皇崩

その前提は応神記まで変わることはない。 に示すことになる 後をその天皇記の終わりとすると、空位期間であることを明 に至る過程を描くというのはなじまない。 時間が流れて行く『古事記』の場合、 途中でその御世の天皇が崩御していても天皇代は変わらな 中巻に限って言えば、次の天皇が即位するまでの 即位記事の後にその即 だが、 原則として直線的 先帝崩御 間 例え 0 直 位

そのテーマに従うならば、天皇空位期間を形式的にも設けるわ と思われる。 は天皇によって治められているという前提が不可欠であるもの けには行かない 心として天皇支配領域の拡充、天下支配の確立が描かれていく。 中 巻は神武天皇のヤマト入りが描かれ、 書式としてそれを示すのが、 のではないか。 神武天皇即位以降は、 宝算・ その 後はヤ 御陵記事→治

子のうち、

誰が第二代の天皇となるのか、

事前に保証はされて

況は、

神話世界に当て嵌めてみれば、

須佐之男命が海原の統治

いないのである(但し多芸志美々命討伐の後の系譜的記述の中

して記されるということであるのかも知れない。 皇の御子たちの物語として、 天下記事という連続性なのではないか。 あくまでも父天皇の時代の物 天皇崩御後は、 この場合、 その 天

が即位するのかという前提が設けられて話が展開しているとい 意されるのは、 中巻の場合には基本的に天皇代替わりは次に誰

うことである。

綏靖以降は系譜記事の中で、

御子の

中

一の誰

が天

に記述されていない。従って、特に綏靖天皇の場合、 靖天皇の場合も、 下を治めるのかが明記されている。実は神武天皇の場合も、 系譜記事などにおいて「治天下」が先取り的 五人の皇

御子が皇位を継ぐということは前提となっているように読め 須気余理比売が正妃であることが明示され、 に「治天下」記事が見られる)。しかし、ヤマトで婚姻した伊 そして中巻では必ず父の世代から子の世代へと継承され 伊須気余理比売の

兄弟に継承されることがない。神武天皇崩御後も神武記であり ることを意図してのことなのであろう。 続けられるのは、「治天下」が連続的に次の天皇に受け継がれ すべて「謀反」という扱いとなる。 前提として定められているのであれば、 誰 既に指摘がなされてい が皇位を継承するの 皇位をめぐる争い

> われるのである。 うした天皇代替わりの記述方式の違いに関わっているものと思 るように、 中巻と下巻とで反乱物語の質が異なるのは、 実はこ

天皇空位期間というのは、統治者不在の状況となるわけであ

天下が不安定な状況であるということになる。

中巻にお

かれているものと見られるが、統治者としての天皇の不在 れる。『古事記』中・下巻は、 ては、そうした不安定な状況を描かないようにしていると思わ 上巻の神話世界を背負う形で描 の状

の妖」が悉くに起こる。中巻における統治の連続性は、 た「万の妖」、 まった状態と重なり合うものである。統治者不在の状態では「万 を行わなかった状態、そして天照大御神が岩屋に籠もってし 即ち無秩序な状態・ 期間を設けないための措置 そうし

いうこと、 した危機的状況であったと見られるのだが、 であると見ることも出来ようか。 そして仲哀崩御に関わっていたのが他ならぬ天照大 仲哀天皇崩御 国の大祓を行うと の際には、

神であるということによって、 秩序の崩壊を招くことがない

下巻における天皇御代替わりの記載形式

ものである。 あるもの。それ以外は中巻と同じく各天皇記末に記されている そうした中巻に対して、 ◎を付したのはそれぞれ天皇記の途中に宝算・御陵記事が まずは下巻の各天皇記に記される宝算と御陵記事を列挙す 先述の通り下巻は様相が異なってい

天皇の御年は、 崩りましき〉。御陵は、毛受の耳原に在り。 此の天皇の御年は、 捌拾参歳ぞ〈丁卯年の八月の十五日に (仁徳記末)

陸拾肆歳ぞ〈壬申年の正月の三日に崩りま

しき〉。 御陵は、毛受に在り。 (履中記末)

天皇の御年は、 御陵は、 毛受野に在り。 陸拾歳ぞ〈丁丑年の七月に崩りましき〉。 反正記末

◎天皇の御年は、 しき〉。 御陵は、 漆拾捌歳ぞ〈甲午年の正月十五日に崩りま 河内の恵賀の長枝に在り。 天皇崩りまし 允恭記

◎天皇の御年は、伍拾陸歳ぞ。御陵は、菅原の伏見岡に在り。 安康記

> 天皇の御年は、 りましき〉。御陵は、 壱佰弐拾肆歳ぞ〈己巳年の八月の 河内の多治比の高鸇に在り。 九日に崩

◎故、 亦の名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮に坐せき。 天皇の崩りましし後に、天の下を治むべき王無し。是 日継知らさむ王を問ひて、 市辺忍歯別王の妹、 雄略記末 忍海郎

天皇の御年は、参拾捌歳ぞ。天の下を治むること、 八歳ぞ。

(清寧記

御陵は、 片岡の石坏岡の上に在り。

顕宗記

◎此の天皇、太子無し。故、 ・ナシ 御子代と為て、 小長谷部を定め 仁賢記

天皇崩りますに、日続を知らすべき王無し。 き。御陵は、 片岡の石坏岡に在り。

武烈記

天皇の御年は、肆拾参歳ぞ〈丁未年の四月の九日に崩りま しき〉。御陵は、三島の藍陵ぞ。 継体記末

き >° 此の天皇は、御子無し〈乙卯年の三月の十三日に崩りまし 御陵は、 河内の古市の高屋村に在り。 安閑記末

・ナシ ナシ 欽明記 (宣化記)

〈甲辰年の四月の六日に崩りましき〉。 御陵は、 川内の科長

13 在

敏達記末

此の天皇は、 石寸の掖上に在りしに、後に科長の中の陵に遷しき。 〈丁未年の四月の十五日に崩りましき〉。

用明記末

長谷部若雀天皇、

倉椅の柴垣宮に坐して、

天の下を治

履

妹、 御陵は、 むること、四歳ぞ〈壬子年の十一月の十三日に崩りましき〉。 豊御食炊屋比売命、 倉椅岡の上に在り。 小治田宮に坐して、 天の下を治む (崇峻記

卅七歳ぞ 御陵は、 〈戊子年の三月の十五日癸丑の日に崩り 大野岡の上に在りしに、 後に科長の大

仁賢記以降は系譜的記述のみとなり、また記載形式にもばら

っきが生じている面があるので、例えば御陵記事の有無などに

それぞれ冒頭に記される語を示すと、以下のようになる。 が、即位する天皇と先代の天皇との続柄を示す記述が見られる。 ある。また、下巻各天皇記のはじめには、真福寺本に限られる ついて、仁賢記以前と同じように扱って良いかどうかは問題が

子, 反正 (弟)、允恭 (弟)、 安康 (御子)、 雄略 チ

履中

安閑 シ)、清寧 (御子)、顕宗 (伊奘本別王御子市辺忍歯王御子)、 (袁祁王兄)、武烈 (御子)、宣化 (弟)、欽明 (ナシ)、 (弟)、 継体 敏達 (品太王五世孫)、 (御子)、

(弟)、 推古

代の安康天皇崩御から雄略即位に至る過程の叙述内容と関わ であることは確かであろう。 は認めない立場もある。はじめから本文であったか否かは判断 れらの物語について、 周知のことである。 天下」記事までの間に、 ここでこの天皇記は終わることになる。 記事に続いて宝算・御陵記事が記される。中巻の論理に則 の記述がない。このうち、 異なる皇位継承順の複雑さがこのような記述を必要とした所以 し難いが、西郷信綱『古事記注釈』等も言うように、 さて、下巻の允恭・安康・清寧天皇記においては、 率直に「弟」と記されない理由があったことが考えられる。 他は真福寺本にしか見えないこともあって、これを本文と 中天皇条の「子」は兼永本以下ト部系諸本にも見えるもの 中巻においては前天皇記に含まれていたこ 下巻も同様に考えるべきなのか否か。形 所謂即 特に雄略の場合は後述するように先 なお、 位前記的な物語が展開するのは 雄略・武烈については続柄 しかし、 次の天皇「治 中巻とは n

--54いう捉え方は、 の狭間に位置する記事と考えるべきである。即位前記的記事と 式に拘るならば、これは空位期間として、前天皇と次期天皇と 例えば允恭の次に安康、安康の次に雄略、

「定」は他動詞と解すべきもの。臣下が定めたことをいう」と

「定めたるに」とあるところ、新編頭注には、「構文から見て、

事記 誰が即位するのか、それを前提として描かないというあり方。 の次に顕宗天皇が即位することを前提として成り立つが、『古 の場合はそうとは言いきれない面があるのである。

つまりは皇位継承をめぐる物語なのであって、中巻が「反乱物

に起こりえたこととして位置付けられるように思われるのであ 語」という位置付けになるのである。軽太子の同母兄妹婚の物 語」であるのに対して、下巻の場合はあくまで「皇位継承の物 大長谷王による兄や従兄の殺害は、 統治者不在の状況故

第 120 巻第 11 号 (2019年)

のような記述を経て軽大郎女との同母兄妹婚へと展開して行く。 天皇の宝算・〈崩年〉・御陵記事の後、 「天皇崩りましし後に」 まずは允恭記から安康記にかけての場面を検討したい。 神武記や応神記と同じ記述が見られるが、 その後以下

國學院雜誌

木梨之軽太子の日継を知らすことを定めたるに、 かぬ間に、 其のいろ妹、 軽大郎女を姦して、…… 未だ位に

> ずしも即位を不可能にする事柄ではない。 説く。「天皇崩りましし後に」の「後」が、「定」にかかると見 場合は同母兄妹婚が発覚した後に、次のように描かれる。 る。『日本書紀』を比較すれば分かるように、 位が規定路線であったにも関わらず、それが覆されたことにあ どちらとも決めかねるところではある。 釈書もほぼ同様の理解を示しているが、解釈の仕方によるので、 として既に即位が定まっていたと捉えている。諸テキスト・注 崩坐て後に始めて太子と定奉りし如く聞ゆめれど、然には非ず_ れば、そうなるが、本居宣長が「定まれるを」と訓じ、「天皇 ただ問題は、 しかし
> 「古事記 同母兄妹婚は必 軽太子即 0

是を以て、 百官と天の下の人等と、 軽太子を背きて、

御子に帰りき。

う流れの対局にあるとの指摘がなされている。 退していたにも関わらず、臣下の進言によって即位に至るとい とになる。これについては、父允恭天皇が病を理由に即位を辞 軽太子と軽大郎

臣下に背かれることによって軽太子は即位の正当性を失うこ

『古事記』天皇御代替わりの記載形式

ば、より不安定な状況を演出しているとも言える(その点では されているというわけではない。中巻と異なって、 として穴穂御子=安康天皇即位が導かれるが、これを安康即位 母兄妹婚を天皇崩御後の出来事として描いていることからすれ のとならざるを得ない。『日本書紀』とは異なって軽太子の同 下巻においては、中巻以上に、天皇崩御後の展開は不安定なも ら子の世代へと皇位が継承されていく前提が成り立っていない 崩御後の記述形式としては、 ろう)。さて、「天皇崩りましし後に、木梨之軽太子の日継を知 意祁・袁祁二王子の発見を清寧天皇崩御後とするのも同様であ 記として位置付けることが出来るかどうか。 安康即位を前提とした書き方がな 少なくとも允恭 親の世代か

女との同母兄妹婚によって、

軽太子から人心が離れ、

その結果

て捕らえられることを描くなど、確かに安康即位の正当性を物 人心が穴穂御子に帰することを描き、 大郎女を姦して、歌ひて曰はく」で始まる一連の歌と物語 らすことを定めたるに、未だ位に即かぬ間に、 軽太子が穴穂御子によっ 其の いろ妹、 は、 軽

> かつ安康天皇即位前記的位置付けとも異なり、 までのこの話をどう位置付けるのか。允恭記の範疇からは外れ とあって安康記が始まる。では、允恭崩御後から安康 に「御子、 でも軽の兄妹の物語として閉じられているのである。 穴穂御子、 石上の穴穂宮に坐して、天の下を治めき_ 「軽太子 その直 の記

るわけではない点、 に義父の安康天皇を殺害するという、 田大郎女の子の目弱王が、実父である大日下王の仇を取るため 義を持つものとして理解されることが多いようだが、必ずしも とでもいうものとして位置付けられるように思われるのである。 『日本書紀』のように雄略天皇の即位を前提として描かれて 次に、安康天皇の崩御後の諸々の物語は、 注意を要する。 安康天皇の崩御は、 特異な形で描かれ 雄略即位前記的 る。

弱王が安康天皇殺害後に臣下である都夫良意富美の家に逃げ

た

して読むことも可能 始まる故に、ここから先を大長谷王子、 直後に「爾くして、大長谷王子は、 記の終わりをこの位置として判断することも不可能ではない。 ことを記した後に天皇の宝算と御陵記事が記されるので、 都夫良意富美、 目弱王、 かも知れないが、 その後に登場する市辺之忍歯 当時童男なり」で次の話 物語の視点は、 即ち雄略天皇の物 大長谷王

子、 その御子の意祁王・袁祁王というように、 めまぐるしく移り変

— 55 —

此 の二つ

の歌は、

読歌ぞ」となっている。

つまり、

あくま

この物語の終わりは、「如此歌ひて、

即ち供に自ら死にき。

太子と軽

大郎

女との悲恋物語を描くことに中心があると思

われ

語る内容・意図を含み持つものではありながら、

基本的には軽

とができる。

天皇崩御から雄略天皇即位に至るまでの空位期間として見るこ っていくのである。 安康天皇崩御の後は、文字表記の上からは目弱王 従ってこの間の位置付けとしては、

は極めて異例であり、

しかも同じ対象に対しての発話に用

いら

同

0)

物語の中で複数の人物が発話に

詔

が用

いられる

第120巻第11号(2019年) と同等の扱いをされているところがある。ひとつには各人物の ろがある。また、 と大長谷王とが同等の扱いをされているように受け取れるとこ 後の市辺之忍歯王の場合も、 やはり大長谷王

える。

市辺之忍歯王が大長谷王に狩りに誘わ

れ、その場で殺さ

大長谷王自身の発話は記されていないので確認でき

していると考えられる。同じことは市辺之忍歯王に対しても言 れているということは、この両者が対等の立場であることを示

れる場面、

発話を導く言葉に「詔」が用いられていることが挙げられる。

大長谷王が、

図が見られることについては既に論じたことがある。(図) この場面においては、 本書紀』よりも使用範囲が広く、中・下巻においては天皇の発 は「詔命」と記されている。『古事記』において「詔」の字は 都夫良意美に言葉を発する際には「詔」が用いられ、 言に限定されないが、それぞれの場面において「詔」 発言に際しても「詔」が使われている点に問題がある。 目弱王が逃げ込んだ都夫良意美の家を囲んだ時に 大長谷王のみならず、 目弱王から都夫良 それでも 使用 その発話 の意 日 雄略天皇即位に至る間に

無し。今は吾を殺せ」とのりたまひき 其の王子、 て詔ひしく、 然らば、 更に為すべきこと

若しくは即位が予定されていた存在の即位前の呼称と

國學院雜誌

意美への

大長谷王に攻め込まれ、

死を覚悟した次の場面である

三人存在するということは、この三人が皇位継承の資格を有す 紀郎子・水歯別命 れている。「王子」の称は、 三人は皆、 ろうか。もうひとつには るものとして位置付けられているという認識によるのではなか 之日売の一例を除けばこの場面のみである。 において天皇以外に「詔」が使用されるのは、 とが対等の立場であることを示す例であると考えられる。 によって導かれている。これもやはり大長谷王と市辺之忍歯 ないが、市辺之忍歯王からの、大長谷王の御伴人への発言が「詔 (仁賢天皇)・袁祁命 いくつかの場面において「王子」という称が用 (反正天皇) · 穴穂御子 (顕宗天皇)といった、天皇として即位す 「王子」という称が挙げられる。 「詔」によって発話が導かれる人物が 既に指摘があるように、 (安康天皇)・意祁 安康天皇崩御から 仁徳記の大后石 宇遅能 いら

--57『古事記』天皇御代替わりの記載形式

> なのである。 して用いられているというように、 限定的に使用されている称

> > これ

るが、はじめからそれを前提とした書き方をしていないという 能性がある存在を排除して行くことで自らが即位する展開とな 要するに安康崩御後の物語は、 大長谷王が他の皇位継承 Ó 可

ことである。従って従来言われているようにこれを雄略天皇即 る必要があると思われるし、雄略即位前記として位置付けると 位の正当性を描く物語と言えるのかどうかは、改めて考えてみ いう見方にも慎重になる必要がある。

ひとつ言えることがあるとするならば、前天皇の殺害による

天皇在世中であり、 即位に相応しい存在として認められたということであろうし、 こそ認められる事柄であったということであろう。その点では いくつかの残虐な殺害の描写も、天皇空位期という混沌の中で 乱の中で、武力によって自らの力を誇示し得た大長谷王は、 かつその天皇に恐れられる倭建命とは状況

> るように思われる。その描かれ方には大きな相違があるもの 八井耳命が、「治天下」を弟に譲ったという話に近いものがあ かれるのは安康崩御後のこの話も同様である。 機に臨んで武を行使し得るものと、し得ないものとの相違が描 るのに対して、手足がふるえて討つことが出来なかった兄の よって「建沼河耳命」と名を称えられて綏靖天皇として即位 は例えば神沼河耳命が庶兄当芸志美々命を討ったことに

最後に、 清寧天皇崩御後の記事について触れておきたい。

寧記は以下のように始まっている。

御子、 御名代に白髪部を定めき、故、 市辺忍歯王の妹、 を治めき。 の下を治むべき王無し。是に、 高木角刺宮に坐せき。 白髪大倭根子命、 此の天皇は、皇后無く、 忍海郎: 伊波礼の甕栗宮に坐して、 女、 亦の名は飯豊王を、 日継知らさむ王を問ひて、 天皇の崩りましし後に、 亦、 御子も無し。 葛城の忍 天の下 天

たらない。 宝算や御陵記事はここに見られず、 のように、 御陵記事が各天皇記の終わりを示すものであるとす 即 位記事の後は系譜もなく、崩御が かつ顕宗即位の前にも見当 示されるが、

際して「建」が付されるのは矛盾しているようにも思われるが いる。武力を行使していた即位前には「建」が付かず、

長谷王子」、そして即位の際には

「大長谷若建命」と記されて

右

即位に

が全く異なるということになる。なお、雄略天皇の名前は、

恭系譜では「大長谷命」、安康崩御後は「大長谷王」若しくは「大

が新室の楽せるに到りき」とあり、以下に二王子発見の話 るということになる。 針間国の宰に任りし時に、 清寧記はその終わりが示されないまま、 右の記述に続いては、 其の国の人民、 「爾くして、 名は志自牟 顕宗記に入 へと Ш

での物語であり、 天下記事、 ここから先の話を清寧記として捉えることが 描かれている内容は、意祁・袁祁二王子の即位に至るま 即ち顕宗記が始まる直前には、二王子による天下互 当に即位前記と言うに相応しい。 顕宗天皇治 出来るのか

第120巻第11号(2019年) 祁命、 郎子と大雀命との互譲を描き、宇遅能和紀郎子の早世によって、 譲のことが記され、 大雀命、 先づ天の下を治めき」と記す。この描き方は宇遅能和紀 天の下を治めき」とする応神記と共通する。 結果として「故、辞ぶること得ずして、

寧崩御後の記事内容からみれば、 は継続されているということでもあろうか。 ことが出来る ているわけだが、二王子の場合はどうか。 かし大雀命の場合はあくまでも応神記の範囲内において描かれ 後に描かれる混乱とは異なり、 或いはこの物語は清寧天皇の御世の話として位置付ける 混乱や混沌とした状況が描かれている訳ではない。 0 かも 知れないし、 これは顕宗即位前記というよ 飯豊王の存在によって治天下 清寧崩御後の二王子発見の物 允恭崩御、 いずれにせよ、 安康崩御 それ

國學院雜誌

りも、 意祁・袁祁二王子の「記」だといえそうである。 顕宗・仁賢両天皇の即 位前 記的記事であり、

お わりに

0

載意図を更に検討してみることが必要に思われる。 重視しているように見える『古事記』 その前提にあわせて解釈するべきではあるまい。 説く書であるという前提を否定するわけではないが、すべてを 余地があるのかも知れない。『古事記』 ているが、 かではない。 天皇記の範囲というものを明確に意識していたのかどうか、定 上・中・下の三巻区分という構成を取る『古事記』 載内容、 以 Ę 記載の意図などについて、考えたところを述べてきた。 『古事 天皇記以外の「○○記」という捉え方も考えてみる 通例として便宜的に「○○記」という呼称を用 記 の中・下巻における天皇代替わりの 故に、 が天皇支配の正当性を その構成意識 より物語性を の場合、 際 記

注

 $\widehat{\mathbb{1}}$ 以下、 [古事記] [日本書紀] 訓読文の引用は、 小学館新編日本古典文

学全集本に拠る。『古事記』(山口佳紀・神野志隆光、校注・訳 一民・蔵中進・毛利正守、校注・訳、一九九四年四月~一九九八年六 一九九七年六月)、『日本書紀』①~③(小島憲之・直木孝次郎・西宮

- (2) この点については、 吉井巌 「古事記の作品的性格 \equiv ―中・下巻の
- 3 集第二卷『古事記篇Ⅰ』角川書店、一九七三年八月所収。 一〇月所収。初出は一九九一年三月)。 構造―」に詳しい(『天皇の系譜と神話』三、 『古事記研究帝紀考』第三『古事記』の組織 塙書房、一九九二年 月所収。初出は(武田祐吉著作)
- 4 藤原照等「古事記の敬称『命』―中巻と下巻の用法―」『土井先生頌 寿記念論文集 国語史への道』上、三省堂、一九八一年六月。 一九四四年一月)。
- 6 5 本居宣長「古事記傳二十三之卷」 『本居宣長全集』 第十一巻、筑摩書 注(2)前揭論文。

房

- $\widehat{7}$ 事記』と崩年干支月日注」(『複数の「古代」』講談社現代新書、 なおこの点については、神野志隆光に論がある。「紀年をもたない 二〇〇七年一〇月)参照 一九六九年三月。 古
- 8 神野志隆光「応神天皇の物語―天皇の世界の秩序の確立―」(古事記 研究大系6 『古事記の天皇』髙科書店、一九九四年八月
- 9 科書店、一九九三年九月)等によって論じられている。 乱、そのありかたと時代」(「古事記研究大系8『古事記の文芸性』髙 『古事記』中巻と下巻の反乱物語の質の相違については、榎本福寿「反
- 10 いう状況によるものであると説いている。「悪神之音如狭蠅皆満 面に亘って「万の妖」が起こるのは、いずれの場合も統治者の不在と ||:之妖悉發||-|||古事記』神話の論理||-||||聖心女子大学論叢|| 須佐之男命の涕泣と、天照大御神の石屋籠もりの二度の場 萬

『日本書紀』神功皇后摂政元年に、「常夜行くなり」という描写が出て 彷彿とさせるような描写がなされているとも考えられる。勿論『古事 皇不在の状況というのが或いは関連しているが故に、天の石屋神話を くる場面がある。この解釈については良く分からない点があるが、天

11

本居宣長「古事記傳三十八之卷」『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房、

12

記』にはそうした記述はない。

- 13 西郷信綱『古事記注釈』第四巻、平凡社、一九八九年九月、二一二頁。
- 阿部誠「皇位継承の物語と王権―古事記・下巻の構想と理念―」(古 下巻をめぐって―」(『古事記の世界観』 吉川弘文館一九八六年六月)、 下巻の主題」、吉井巖注(2)前掲論文、神野志隆光 「天下の歴史―中・ 『古事記』下巻の主題については本稿の及ぶところではないが、これ まで多くの先行研究がある。西郷信綱先掲書四二一頁「補考―古事記
- 新編全集『古事記』三一九頁頭注。
- 16 15 本居宣長「古事記傳三十九之卷」『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房

事記研究大系3『古事記の構想』髙科書店、一九九四年十二月)等。

- 17 と指摘する。 を得られないで廃されるのは、この点を踏まえてみられるべきもの。 新編全集『古事記』三一七頁頭注は、 かわりにおいてある天皇ということ」と述べ、軽太子が「臣下の推戴 清寧天皇について「臣下とのか
- 谷口雅博「「詔」字の使用意識」『古事記の表現と文脈』 二〇〇八年十一月。初出は一九九〇年一月 おうふう、

18

19 阿部誠「雄略天皇の即位伝承―古事記における伝承の再構成とその構 想—」(『國學院雜誌』 90—5、一九八九年五月)。